

3 保護者に対する就労の支援

(1) 親の就労支援

ア ひとり親家庭の親に対する就労支援

県では、ひとり親家庭の親に対し、相談事業、就業環境支援、能力開発等支援を柱に、総合的な就業支援に取り組んでいます。

引き続き、ハローワーク等関係機関と連携を進め、ひとり親家庭の親の就業率の向上を図るとともに、ひとり親家庭の親に対する就労支援の充実を目指します。

(ア) 相談事業

県と中核市に設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、総合的な就業相談を実施しています。

(イ) 就業環境支援

児童扶養手当受給者に対し、個々の希望や事情等に即した自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携し就業支援を行う母子等自立支援プログラム策定事業などを実施しています。

(ウ) 能力開発等支援

ひとり親家庭の親が資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給するとともに修了時に一時金を支給する高等職業訓練促進給付金等の事業を実施しています。

また、早期の再就職を目指す方を対象に民間の教育機関や企業等を活用して多様な職業能力開発の機会を提供する離職者等再就職訓練事業において、ひとり親家庭の親の入校枠を設け、職業的自立を促進するなどの支援に取り組んでいます。

イ 生活困窮者、生活保護受給者に対する就労支援

子どもを養育する生活保護受給者や生活困窮者への自立支援に取り組むにあたっては、就労収入増により保護者自身の自己肯定感の向上など精神的安定を図り、児童の養育に対し一層関心が持てるようになることにより、家庭全体の福祉が向上することを目指します。

(ア) 生活困窮者に対する就労支援

生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮者に対しては、早期かつ包括的に応ずる相談窓口を各市と町村部に設置し、それぞれの抱えている課題を適切に評価分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行っています。

今後は、就労意欲は持ち合わせているものの長期に就労から離れていること等から直接一般就労が困難な方などを対象に、法人の自主事業として事業所内で働く場を設ける認定就労訓練事業について、積極的に取り組んでもらうよう社会福祉法人等に対して働きかけていきます。

(イ) 生活保護受給者に対する就労支援

生活保護受給者に対しては、福祉事務所が関係機関と連携し、一般就労から福祉的就労、就労体験まで、被保護者のニーズに合った情報提供や相談支援を行っています。就労による保護脱却者に対しては、就労自立給付金を支給することにより、就労や自立に向けたインセンティブの強化を図っています。

今後は、就労支援の成果として保護の脱却理由における就労収入の割合の増加を目指します。また、自立（就労）支援員と生活全般を担当するケースワーカーとの連携を強化し、ワーカーが保護者の就労準備活動の進展具合に注視しつつ、児童の動向について留意して家庭をトータルに支援するよう努めます。

ウ 多角的な就労支援の実施

(ア) 職業紹介・就職支援

県内3か所の県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）では、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施しています。県シニア就業支援センターでは、中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供から職業紹介まで、ワンストップサービスによる支援を実施しています。

今後も引き続き、県若者就職支援センター及びシニア就業支援センターを中心に、企業側のニーズを的確に把握し、本人の希望や適性を踏まえた、きめ細かな対応に一層努めることで、就労を支援していきます。

(イ) ワーク・ライフ・バランス

県では、仕事と子育てを両立しつつ継続就業することのできる職場環境づくりを推進するため、企業における従業員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を後押しする仕組みづくりを課題として取り組んでいます。

今後は、仕事と子育ての両立支援に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」を普及することにより、男女とも子育て中でも働き続けることのできる職場環境づくりを推進していきます。

（P.46「(ズ) 仕事と子育ての両立に向けた取組」頁掲）

(2) 学び直しの支援

ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

また、過去に高等学校を退学した者が再度高等学校に入学した場合で、就学支援金の上限月数を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、対象となりうる生徒を積極的に支援します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

4 経済的支援

(1) 子どものいる世帯への経済的支援

ア 子ども医療費の無料化

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもたちが県内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう市町村と協力し、子どもの保険医療費自己負担分の助成を行っています。

本県の子ども医療費助成制度は、所得制限や受診時の自己負担がなく、さらに、平成21年10月には対象範囲を入院・通院を問わず中学校卒業まで拡大し、全国トップレベルの手厚く利用しやすい制度を実現しており、引き続き、市町村と協力し、助成を行っていきます。

イ 多子世帯・ひとり親家庭等への保育料軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、県では、市町村と協力し、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減する取り組みを行っています。また、年収約360万円未満世帯の保育料を、第2子は半額、第3子以降は無償化するための費用の一部を負担します。

さらに、年収約360万円未満世帯のひとり親家庭の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化するための費用の一部を負担します。

ウ 就学援助制度の充実

義務教育の円滑な実施に資するため、市町村では経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。この就学援助について、各市町村における適切な運用やきめ細かな周知等の取組を促し、制度の活用、充実を図ります。

(P.40 「ア 義務教育段階の就学支援の充実」掲)

エ 高等学校等就学における経済的負担の軽減

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高所得世帯を除く高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給しています。

また、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を給付しています。

さらに、失業・倒産などによる経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の保護者負担の軽減を図っています。

今後、生徒や保護者、学校関係者が制度を正しく理解し、申請が必要な場合には対象者がもれなく申請できるよう、制度内容や手続きの周知の徹底を図っていきます。

(P.41 「イ 高等学校等就学における経済的負担の軽減」掲)